

# 災害のときに一人での避難が難しい方は 災害時要援護者名簿に登録しましょう!

町では、災害が発生したときに一人での避難が困難な方を支援するために「災害時要援護者名簿」を作成しています。これは、支援を必要とする方をあらかじめ登録しておき、災害時には地域全体で要支援者の安否確認、避難の支援などを行うためのデータとして役立てるものです。

名簿は、町、各自主防災会や各地域の民生委員等で保管し、4月末現在で301名の方が登録されています。未登録でこれから登録をしたい方、登録などについて相談したい方は健康福祉課までお問い合わせください。

なお、登録の対象となる方々で、自ら登録の申請が困難であると思われる場合は、ご家族の同意などを得ることで登録ができます。登録の対象となるのは、町内に在住し、次の条件のいずれかに該当される方です(身体状況によっては、条件を満たさなくても登録できる場合があります)。

### <対象>

- ①介護保険の要介護認定を受けている方で移動が困難な方
- ②身体障害1・2級の方、知的障害者、精神障害者の方で支援を必要とする方
- ③一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症などの高齢者、虚弱高齢者、難病患者で災害時に支援を必要とする方など ※高齢者は65歳以上の方です。

※名簿は目的外に使用されることはありません。

【問合せ】健康福祉課子育て支援係 ☎(83) 1226

# ファミリー・サポート 会員の募集と研修会

ファミリー・サポート事業について、会員の募集と研修会を開催します。ファミリー・サポート事業は「子どもの面倒を少しみてもらえたら」というときに有料で世話を引き受けてくれる制度です。子どもを預けたい方(依頼会員)と預かって良い方(支援会員)が会員登録され、会員間で子育てをサポートするものです。現在、各会員とも随時、募集しています。

依頼会員は申し込みの際に専属のスタッフから内容についての説明を受けること、支援会員は研修を受けることが必要となります。今回、次のとおり研修会を開催しますので、子育て支援に係わってみたい方は、会員登録して支援を始めてみませんか。

○日時 6月22日(水)・23日(木) 午前9時15分～正午

※2日間の受講が難しい場合はご相談ください。

○場所 役場1階 1A会議室

※託児を希望される方は、申込時にお申し出ください。

○申し込み ファミリー・サポート松田

○締め切り 6月16日(木)

【問合せ】ファミリー・サポート松田 ☎(83) 3123

### <投票所>

投票区	投票区域(自治会)	投票所
第1	町屋・店屋場・神山・茶屋・河内・中丸・中央・仲町・新松田・谷戸・中沢・沢尻・谷津・宮前・かなん沢・中里・城山・仲町屋	役場1階 1A会議室
第2	萱沼・弥勒寺・中山・土佐原・宇津茂・大寺宮地・虫沢田代・湯の沢	寄中学校 屋内運動場

### 当日に投票できない方は 期日前投票を!

7月6日(水)～9日(土)  
午前8時30分～午後8時  
役場1階1AB会議室

【立候補予定者事前説明会】  
6月22日(水) 午前9時～11時  
役場4階4AB会議室

【立候補届出】  
告示日 7月5日(火)  
午前8時30分～午後5時  
役場4階4AB会議室

【問合せ】選挙管理委員会  
(庶務課内) ☎(83) 1221

# 旧日本赤十字社救護看護婦 旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

## ◆ 内閣総理大臣からの書状を贈呈します ◆

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され戦時衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦や旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣からの書状を贈呈しております。

詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。

請求期限 平成25年3月31日まで

※請求期限が2年延長されました。

ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしております。

### 【問合せ】

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

総務省大臣官房総務課管理室 業務担当

☎ 03-5253-5182 (直通)

FAX 03-5253-5190

# 神奈川県 戦没者遺族援護事業 功労者表彰

5月10日の神奈川県戦没者追悼式の中で、神奈川県遺族会の評議員や監事、松田町遺族会会長などを歴任された、吉田益郎さん(松田庶子在住)が、県知事より神奈川県戦没者遺族援護事業功労者表彰をお受けになりました。多年にわたる戦没者の慰霊顕彰、戦没者遺族の援護等に携わった功績が評価されての受賞となりました。おめでとうございます。



神奈川県知事(写真左)から賞状を授与される吉田さん(写真右)

神奈川県の戦没者遺族の援護等に携わった功績が評価されての受賞となりました。おめでとうございます。

【問合せ】町社会福祉協議会 ☎(82) 0294

# 障害福祉相談員にご相談ください



広瀬弥生さん

県知事より広瀬弥生さんが障害福祉相談員として委嘱されています。任期は平成23年4月から平成25年3月までの2年間です。

障害福祉相談員の主な役割は、関係機関と連携を図りながら、障害がある方の日常生活における相談・助言・援助活動を行うことです。障害がある方、そのご家族、近所に住んでいる方などで、お困り事がありましたらご相談ください。

【問合せ】健康福祉課福祉推進係 ☎(83) 1226

7/10 (日)

投票：午前7時～午後8時  
開票：午後9時～  
町立公民館展示ホール

【被選挙権】  
農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方。または、登録されていない方も、投票日まで満20歳に達し、選挙権の諸条件(2)を除く)を満たしている方

【選挙権(投票できる方)】  
次の条件を満たし、平成23年3月31日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方。

(1) 町内に住所を有する方  
(2) 平成23年3月31日現在、満20歳以上の方  
(3) ① 10アール以上の農地を耕作している方  
② ①と同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事している方

**町農業委員会委員選挙**

7月19日の任期満了に伴い、町農業委員会委員選挙を行います。今回、改選される委員は6名となります。